

# 第10回 定時株主総会招集ご通知

日時

2023年6月29日（木曜日）  
午前10時（受付開始時間：午前9時30分）

場所

カーリットホールディングス株式会社 本社会議室  
東京都中央区京橋一丁目17番10号  
（住友商事京橋ビル7階）

※ご来場の際は、裏表紙の株主総会会場のご案内図をご参照ください。

目次

第10回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
事業報告	13
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告書	33

## 株主様へのお願い

- 株主総会へのご出席につきましては、開催日当日における新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調等を勘案のうえ、慎重にご判断を頂きますようお願い申し上げます。なお、議決権につきましては、当日のご出席に代えて、インターネット等又は同封の議決権行使書用紙により事前にご行使用いただくことが可能です。  
（※招集ご通知4～5ページをご参照ください。）



(証券コード 4275)

(発送日) 2023年6月13日

(電子提供措置の開始日) 2023年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目17番10号

**カーリットホールディングス株式会社**

代表取締役兼社長執行役員 金子 洋文

## 第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.carlithd.co.jp/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4275/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「カーリットホールディングス」または「コード」に当社証券コード「4275」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（6ページから12ページ）をご検討のうえ、議決権

行使のご案内（4ページおよび5ページ）にしたがって、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

## 1. 日 時

2023年6月29日（木曜日）午前10時

受付開始時間：午前9時30分

## 2. 場 所

東京都中央区京橋一丁目17番10号

住友商事京橋ビル7階

カーリットホールディングス株式会社 本社会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

## 3. 会議の目的事項

### 報 告 事 項

- (1) 第10期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第10期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ※ 同封の議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせて頂きます。
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会ご出席の方へのお土産は用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- ※ 会社法改正により、電子提供措置事項について掲載している各ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りします。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

## 議決権行使のご案内

株主総会にご出席されない場合、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので2023年6月28日（水曜日）午後5時までにご行使ください。

### 議決権行使期限

2023年6月28日（水曜日）  
午後5時まで

### 1. 書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

### 2. インターネットによる議決権行使

#### (1) 「スマート行使」による方法



- ① 同封の議決権行使書用紙右下に記載の二次元コードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です）。
- ② 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

#### (2) 議決権行使コード・パスワード入力による方法

- ① 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。  
**議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>**
- ② パスワード（株主様に変更されたものを含みます）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ③ パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ④ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

### (3) ご注意

- ① 行使期限は2023年6月28日（水曜日）午後5時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めのご行使をお願いいたします。
- ② 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが4ページ(2)に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- ③ 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- ④ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- ⑤ インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

---

### 3. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

#### 【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】



**0120-768-524** (年末年始を除く 9:00~21:00)

---

### 4. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における最重要課題の一つと考えております。

成長が期待され、独自性のある事業展開のための研究開発、ならびに既存事業の活性化および事業領域拡大に向けた施策を有効に行うための内部留保を図るとともに、株主の皆様への利益配分に当たっては、安定的・継続的な配当を行うことを基本的な考え方としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案して、下記のとおり1株につき普通配当20円とさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類   ： 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金20円  
総額   ： 479,156,060円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日   ： 2023年6月30日



## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。本議案では新任の取締役2名を含めた、7名の取締役の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
1	<p><b>再任</b></p> <p>かね こ ひろ ふみ 金子 洋 文 (1960年4月30日)</p>	<p>1984年4月 日本カーリット(株)入社 2015年6月 当社執行役員 日本カーリット(株)代表取締役社長兼営業本部長 2016年6月 当社取締役兼執行役員グループ営業統括 日本カーリット(株)代表取締役社長 2018年4月 当社取締役兼常務執行役員グループ営業部門統括 2019年4月 当社取締役兼常務執行役員グループ戦略部門統括 2020年6月 当社代表取締役社長R&amp;Dセンター、内部監査室担当 2021年4月 当社代表取締役社長内部監査室担当 2023年4月 当社代表取締役兼社長執行役員経営企画部、内部監査室担当（現）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 日本カーリット(株)代表取締役社長、当社取締役兼常務執行役員グループ営業部門統括及び戦略部門統括を経て、当社代表取締役兼社長執行役員に就任。グループ全般の経営管理及び経営戦略策定に関する実績と経営者としての豊富な経験を有していることから、取締役候補者といいたしました。</p>	27,000株
2	<p><b>再任</b></p> <p>や ち とし ふみ 谷 内 俊 文 (1961年6月5日)</p>	<p>1985年4月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行 2011年1月 (株)みずほ銀行京都中央支店支店長 2014年5月 当社人事部長 2017年1月 当社経営戦略室長 2018年4月 (株)エスディーネットワーク代表取締役社長 2019年4月 当社執行役員人事部長兼秘書室長 2020年6月 当社取締役兼執行役員人事部、総務部、秘書室担当人事部長兼秘書室長 2021年4月 当社取締役兼執行役員人事部、総務部、秘書室担当、秘書室長 2022年4月 当社取締役兼執行役員総務部、秘書室、人事部、財務部担当、秘書室長（現） 2023年4月 日本カーリット(株)取締役兼執行役員（現）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社経営戦略室長、(株)エスディーネットワーク代表取締役社長、当社執行役員人事部長兼秘書室長を経て、当社取締役兼執行役員総務部、秘書室、人事部、財務部担当、秘書室長に就任。グループ全般の経営及び管理に関する豊富な知識と経験を有していることから、取締役候補者といいたしました。</p>	4,900株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
3	<p style="text-align: center;"><b>新任</b></p> <p style="text-align: center;">おがわふみお 小川文生</p> <p style="text-align: center;">(1967年3月21日)</p>	<p>1991年3月 日本カーリット(株)入社                      2016年4月 日本カーリット(株)営業本部電子材料部長                      2018年4月 日本カーリット(株)営業本部副本部長兼化成部品部長兼電子材料部長                      2019年4月 日本カーリット(株)営業本部副本部長兼化薬部長                      2020年4月 日本カーリット(株)営業本部長兼化薬部長兼電子材料部長                      2021年7月 日本カーリット(株)執行役員営業本部長                      2022年4月 当社執行役員                      日本カーリット(株)取締役営業本部長                      2023年4月 当社執行役員化学品セグメント担当（現）                      日本カーリット(株)代表取締役兼社長執行役員（現）</p> <p>(取締役候補者とした理由)                      日本カーリット(株)営業本部副本部長兼化成部品部長兼電子材料部長、日本カーリット(株)執行役員営業本部長を経て、日本カーリット(株)代表取締役兼社長執行役員に就任。当社グループの化学品事業部門における豊富な知識と経験を有していることから、取締役候補者となりました。</p>	2,700株
4	<p style="text-align: center;"><b>新任</b></p> <p style="text-align: center;">やまぐちようじ 山口容史</p> <p style="text-align: center;">(1965年6月3日)</p>	<p>1988年4月 日本カーリット(株)入社                      2015年7月 日本カーリット(株)生産本部赤城工場部長                      2018年4月 日本カーリット(株)生産本部赤城工場技術グループ部長兼危険性評価試験所長                      2019年4月 (株)シリコンテクノロジー取締役                      2021年4月 (株)シリコンテクノロジー常務取締役                      2022年4月 当社執行役員（現）                      2022年6月 (株)シリコンテクノロジー代表取締役社長（現）</p> <p>(取締役候補者とした理由)                      日本カーリット(株)生産本部赤城工場技術グループ部長兼危険性評価試験所長を経て、(株)シリコンテクノロジー代表取締役社長に就任。当社グループの化学品事業部門および産業用部材事業部門における豊富な知識と経験を有していることから、取締役候補者となりました。</p>	5,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
5	<p style="text-align: center;"><b>再任 社外</b></p> <p style="text-align: center;">やま もと かず お 山 本 和 夫</p> <p style="text-align: center;">(1948年3月11日)</p>	<p>1971年 4月 監査法人池田昇一事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2010年 7月 公認会計士・税理士山本和夫会計事務所所長（現）</p> <p>2012年 6月 (株)ピーシーデポコーポレーション社外監査役</p> <p>2014年 9月 (株)ラクト・ジャパン社外監査役</p> <p>2016年 6月 当社社外取締役（現）</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識と他社の社外監査役としての経験を有していることから社外取締役候補者といいたしました。同氏が選任された場合には、ガバナンス委員として、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の決定方針について、独立した立場から関与していただく予定です。</p>	-
6	<p style="text-align: center;"><b>再任 社外</b></p> <p style="text-align: center;">しん ぼ せい いち 新 保 誠 一</p> <p style="text-align: center;">(1951年4月9日)</p>	<p>1975年 4月 東京海上火災保険(株)入社</p> <p>2000年 4月 同社経営企画部長</p> <p>2003年 6月 同社東京自動車本部自動車営業第三部長</p> <p>2004年 6月 同社執行役員</p> <p>2006年10月 東京海上日動火災保険(株)常務執行役員</p> <p>2009年 7月 損害保険契約者保護機構専務理事</p> <p>2013年 6月 東京応化工業(株)社外監査役</p> <p>2015年 6月 伊藤忠エネクス(株)社外取締役</p> <p>2018年 6月 当社社外取締役（現）</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 東京海上日動火災保険(株)常務執行役員を経て、数社において社外取締役、社外監査役を歴任。経営全般に関する豊富な経験を有していることから社外取締役候補者といいたしました。同氏が選任された場合には、ガバナンス委員として、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の決定方針について、独立した立場から関与していただく予定です。</p>	6,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	<p style="text-align: center;"><b>再任 社外</b></p> <p style="text-align: center;">むら やま ゆ か り 村 山 由 香 里</p> <p style="text-align: center;">(1972年8月4日)</p>	<p>2000年4月 弁護士登録 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業) (旧坂井秀行法律事務所) 弁護士</p> <p>2010年1月 金融庁監督局 (金融会社室および信用機構対応室) 出向</p> <p>2012年4月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業) へ帰任 同 事務所カウンセラー</p> <p>2013年4月 同 事務所パートナー</p> <p>2015年4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 (現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業) パートナー (現)</p> <p>2015年6月 (株)電通国際情報サービス社外監査役</p> <p>2016年3月 (株)電通国際情報サービス社外取締役</p> <p>2022年6月 当社社外取締役 (現)</p> <p>2023年3月 (株)電通国際情報サービス社外取締役 (監査等委員) (現)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)電通国際情報サービス社外取締役 (監査等委員)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と他社の社外取締役、社外監査役としての経験を有していることから社外取締役候補者としたしました。同氏が選任された場合には、ガバナンス委員として、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の決定方針について、独立した立場から関与していただく予定です。</p>	-

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本和夫氏、新保誠一氏ならびに村山由香里氏は社外取締役候補者であります。当社は、3氏を東京証券取引所の定める独立役員として届出しており、再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。
3. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、取締役 (業務執行取締役を除く) との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者である山本和夫氏、新保誠一氏ならびに村山由香里氏が再任され就任した場合、3氏との間で同契約を継続する予定です。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役として、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の、株主または第三者に対する法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約によって補償することとしており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 山本和夫氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
6. 新保誠一氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
7. 村山由香里氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
8. 村山由香里氏の戸籍上の氏名は、萩原由香里であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役松尾典男氏が辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者藤原康弘氏は監査役松尾典男氏の補欠として選任されますのでその任期は、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
<p><b>新任 社外</b></p> <p>ふじ わら やす ひろ 藤 原 康 弘</p> <p>(1972年1月3日)</p>	<p>1995年4月 三井ホーム(株)入社 1998年7月 三井ホーム(株)退社 2001年10月 中央青山監査法人 (後のみすず監査法人) 入所 2007年6月 みすず監査法人退所 2007年7月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2020年12月 EY新日本有限責任監査法人退所 2021年1月 藤原会計士事務所代表 (現) (株)会計応援工房代表取締役 (現) 2021年6月 (株)フコク社外取締役 (監査等委員) (現) (重要な兼職の状況) (株)フコク社外取締役 (監査等委員)</p> <p>(社外監査役候補者とした理由) 社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識と他社の社外取締役 (監査等委員) としての経験を有していることから社外監査役候補者といたしました。</p>	<p>—</p>

- (注) 1. 社外監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 藤原康弘氏は社外監査役候補者であります。同氏が選任され就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をする予定です。
3. 当社は、監査役として有能な人材を迎えることができるよう、監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、藤原康弘氏が監査役に選任され就任した場合には新たに責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次の通りです。
- ・監査役として、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の、株主または第三者に対する法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約によって補償することとしており、藤原康弘氏が監査役に選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。

取締役候補者、監査役及び執行役員の専門性と経験（スキルマトリックス）

- ・取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	企業 経営	財務・会計	製造・研究 開発・技術	法務・リスク マネジメント・ ガバナンス	企画・ マーケティング	グローバル 経験
代表取締役兼社長執行役員	金子 洋文	○		○	○	○	○
取締役兼執行役員	谷内 俊文	○	○			○	
取締役兼執行役員	小川 文生	○		○		○	
取締役兼執行役員	山口 容史	○		○		○	
取締役（社外）	山本 和夫		○		○		
取締役（社外）	新保 誠一	○			○	○	
取締役（社外）	村山 由香里				○		

- ・監査役及び取締役を兼務しない執行役員の専門性と経験は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	企業 経営	財務・会計	製造・研究 開発・技術	法務・リスク マネジメント・ ガバナンス	企画・ マーケティング	グローバル 経験
監査役（社外）	野沢 勝則	○	○		○	○	○
監査役（社外）	藤原 康弘		○		○	○	
監査役	青木 章哲		○	○		○	
監査役	岩井 常道					○	
執行役員	岡本 英夫		○		○		○
執行役員	高橋 茂信			○	○		
執行役員	天内 心	○		○		○	
執行役員	中津 隆一	○				○	

以 上

# 事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当社は、2022年度とする初年度とする中期経営計画「Challenge 2024」を策定いたしました。経営方針として「事業ポートフォリオの最適化により企業価値の向上を目指す」を掲げ、その方針に沿った「成長事業の加速化」「研究開発の拡充」「既存事業の収益性改善」「ESG経営の高度化」「事業インフラの再構築」という5つの戦略を軸に具体的な施策を実行しております。また、コーポレートガバナンスのさらなる強化に努め、「利益ある成長」と「ESG」を具現化し、社会に信頼される企業グループを目指しております。

当連結会計年度の連結売上高は360億8百万円（前期比 21億1千4百万円増、同6.2%増）となりました。連結営業利益は26億4千万円（前期比 1億3千3百万円増、同5.3%増）、連結経常利益は29億1千万円（前期比 1億6千8百万円増、同6.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億4千6百万円（前期比 8千9百万円減、同3.8%減）となりました。

当連結会計年度におきましては、化学品事業部門（化成品分野・受託評価分野・セラミック材料分野）および産業用部材事業部門（耐熱炉内用金物・各種金属スプリングおよびプレス品）等の販売が好調に推移いたしました。また、投資有価証券売却益4億2千4百万円を特別利益に計上、三協実業株式会社等の売却に伴う関係会社株式売却損8千2百万円を特別損失に計上しております。

なお、前期は、支払補償費1億3千9百万円を営業外費用、受取保険金1億1千万円を営業外収益に計上しております。加えて、南澤建設株式会社の株式を取得したことに伴う負ののれん3億9千2百万円、および投資有価証券売却益1億8百万円を特別利益として計上いたしました。

主な売上高の増減の状況は以下の通りです。

## 「化学品事業部門」

化学分野においては、産業用爆薬は、不採算製造拠点からの撤退による減収に加え、原材料価格・エネルギーコストの高騰による減益となりました。自動車用緊急保安炎筒は、新車向けは増収、車検交換向けもガラス破壊具付きが豪雨災害対策と安全意識向上により増収となりましたが、利益面では原材料価格の高騰などにより減益となりました。高速道路用信号焰管は、交通量の回復と工事規制需要の増加に加え、適正価格の維持により増収増益となりました。煙火関連は、花火大会の一部再開により増収増益となりました。宇宙産業分野は、固体推進薬の開発を顧客と共同で進行中です。推進薬の製造を行い初号機打上げに向け、射場への納入を完了しました。

受託評価分野においては、危険性評価試験、電池試験ともに電池開発の活況継続により増収となった一方で、電力価格の高騰などの影響により減益となりました。

化成品分野においては、塩素酸ナトリウム（紙パルプ漂白剤）は適正価格の維持により増収増益となりました。過塩素酸アンモニウム（ロケット・防衛用ミサイル推進薬原料）は、原材料価格・エネルギーコストの高騰の影響はあったものの、ロケット推進薬向けの増販により増収増益となりました。電極は、適正価格の維持に加え、新規のメッキ用途の受注により増収増益となりました。過塩素酸は、海外需要の低迷により減収減益となりました。

電子材料分野においては、電子材料関連製品における電気二重層キャパシタ用電解液は増収となりましたが、当該製品群全体ではパソコン需要の減退や中国ロックダウン・電力制限の影響により減収減益となりました。機能材料関連製品は、近赤外線吸収色素が認証センサーなどの需要拡大により増収となりましたが、当該製品群全体では中国ロックダウンの影響によるスマートフォンおよびフラットパネルディスプレイ市場の不調により減益となりました。

セラミック材料分野においては、シェア拡大および新規拡販に加え、適正価格の維持により増収増益となりました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は178億9千6百万円（前期比 9億4千6百万円増、同5.6%増）、営業利益は12億9千4百万円（前期比 1億2千2百万円増、同10.4%増）となりました。

## 「ボトリング事業部門」

ボトリング事業部門においては、ペットボトル飲料は需要の回復に加え、新規製品の受注により増収となりました。缶飲料は、自販機向けコーヒーの需要減少により減収となりました。委託品は、新規品の受注などにより増収となりました。なお、事業部門全体としては、エネルギーコストの高騰により減益となりました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は47億7千4百万円（前期比 4億1千4百万円増、同9.5%増）、営業利益は1億5千1百万円（前期比 6千7百万円減、同30.7%減）となりました。



### 【産業用部材事業部門】

シリコンウェーハは、上半期は世界的な半導体の好況が続き、増収傾向であったものの、下半期は中国ロックダウンを発端とした需要の落ち込みに加え、エネルギーコスト高騰の影響が重なったことにより減収減益となりました。各種センサー・マイクロフォン等に使用されるMEMS（微小電気機械システム）および高平坦度ウェーハを始めとする高付加価値製品の開発・販売については引き続き注力しています。耐熱炉内用金物は、都市ごみ焼却向けを中心に主要製品であるアンカー・リテーナとも好調により増収増益となりました。各種金属スプリングおよびプレス品は、建機向け需要の好調により増収増益となりました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は97億4千1百万円（前期比 4億2千8百万円増、同4.6%増）、営業利益は7億円（前期比 4千6百万円増、同7.0%増）となりました。

### 【エンジニアリングサービス事業部門】

建築・設備工事は、収益性の高い案件の減少により減収減益となりました。塗料販売・塗装工事は、市場環境の好調により増収増益となりました。構造設計は、市場競争環境の激化により、収益性の高い案件が減少し、減益となりました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は42億3百万円（前期比 3千万円増、同0.7%増）、営業利益は6億5千1百万円（前期比 2億4千1百万円減、同27.0%減）となりました。

### 事業セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
化 学 品 事 業 部 門	16,950	48.7	17,896	48.9
ボ ト リ ン グ 事 業 部 門	4,360	12.5	4,774	13.0
産 業 用 部 材 事 業 部 門	9,313	26.8	9,741	26.6
エンジニアリングサービス事業部門	4,173	12.0	4,203	11.5
計	34,798	100.0	36,615	100.0
そ の 他 ・ 消 去	△904	—	△607	—
合 計	33,894	—	36,008	—

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資等の総額は12億5千万円であります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
  - 化学品事業部門  
日本カーリット(株)                      事務所兼倉庫新設
  - 産業用部材事業部門  
東洋発條工業(株)                      熱処理炉増設
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充  
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の設備資金、その他の所要資金については、自己資金および金融機関からの借入により調達いたしました。なお、連結有利子負債残高は30億6千7百万円となり前期比13億1千9百万円の減少となりました。

#### (4) 対処すべき課題

##### 1. 会社の経営の基本方針

《経営理念》 信頼と限りなき挑戦

2018年に創業100周年を迎え、創業者である浅野総一郎の理念を踏まえ、当社の、現代の存在意義と将来に向けた夢のある発展を追い求めるため、2013年の持株会社体制への移行を機に経営理念を掲げました。

当社グループは、社会と人々に貢献することが使命と考えます。そのためには「継続ある事業基盤の確立」と「不朽なる技術の進展」は不可欠であります。ステークホルダーからの信頼確保を第一に、研究開発体制の整備、M&Aや海外進出を含む新規事業への積極的な展開を図りながら、新製品の開発と新規事業の開拓を行ってまいります。

社員一同、世界に信頼される「カーリットグループ」となるよう、飽くなき挑戦を日々積み重ねてまいります。

##### 2. 中長期の経営戦略

当社の2030年のありたい姿を「持続可能な社会に貢献するために、`化学、と`技術、の力を合わせ、人びとの幸せな暮らしを支えたい」と定め、2022年度を初年度とした3ヵ年の中期経営計画「Challenge2024」を推進中です。事業ポートフォリオ経営の導入による企業価値向上を経営方針に、業積推進やESG経営にまつわる5つの戦略を掲げ、計画を推進しています。

また、PBR向上を目的に、各種具体的な取り組みをお示しした中期経営計画「Challenge2024 ローリングプラン2023」を策定し、外部環境に対応した柔軟な経営戦略を進めています。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第7期 2020年3月期	第8期 2021年3月期	第9期 2022年3月期	第10期 当連結会計年度 2023年3月期
売上高 (百万円)	49,745	45,537	33,894	36,008
経常利益 (百万円)	1,732	1,770	2,742	2,910
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	690	1,231	2,336	2,246
1株当たり当期純利益 (円)	29.14	51.82	98.31	94.55
総資産 (百万円)	48,924	50,953	50,078	51,230
純資産 (百万円)	26,209	28,977	30,903	33,179
1株当たり純資産額 (円)	1,106.00	1,218.73	1,300.41	1,402.70

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を第9期の期首から適用しており、第9期および第10期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
日本カーリット(株)	1,204百万円	100%	化薬・化学品・電子材料品・研削材・煙火用材料等の製造・販売、危険性評価試験および電池試験の請負
(株)シリコンテクノロジー	450百万円	100%	半導体用単結晶シリコンおよび半導体用シリコンウェーハの製造・販売
ジェーシーボトリング(株)	400百万円	100%	清涼飲料水のボトリング加工・販売
富士商事(株)	12百万円	100%	工業用塗料販売および塗装工事
並田機工(株)	33百万円	100%	各種耐熱炉内用金物の製造・販売
(株)総合設計	10百万円	100%	建築物、工作物、上下水・排水処理施設等の設計および監理
東洋発條工業(株)	40百万円	100%	自動車および建設機械向け各種スプリングの製造・販売

(注) 1. 当社の連結子会社は13社、持分法適用会社は1社であります。

2. 2022年10月28日付で、当社が100%出資していた三協実業(株)の全株式をシンライ化成(株)に譲渡しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
日本カーリット(株)	東京都中央区京橋一丁目17番10号	11,666百万円	35,584百万円

## (7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

事業セグメント	主な事業内容
化学品事業部門	<化薬分野> 産業用爆薬、自動車用緊急保安炎筒、信号焰管、煙火用材料の製造・販売 <受託評価分野> 危険性評価試験、電池試験 <化成品分野> 塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウム、亜塩素酸ナトリウム、農薬、電極、 過塩素酸の製造・販売 <電子材料分野> 有機導電材料、光機能材料、イオン導電材料の製造・販売 <セラミック材料分野> 研削材の製造・販売
ボトリング事業部門	清涼飲料水のボトリング加工・販売
産業用部材事業部門	半導体用シリコンウェーハ、各種耐熱炉内用金物、スプリングの製造・販売
エンジニアリングサービス事業部門	工業用塗料販売・塗装工事、上下水道・排水処理施設・建築の設計・監理

## (8) 主要な営業所および工場（2023年3月31日現在）

### ① 当社の主要な事業所

本社	東京都中央区
----	--------

### ② 子会社の主要な事業所および工場

日本カーリット(株)	本社 R&Dセンター 群馬工場 赤城工場 滋賀事業所	東京都中央区 群馬県渋川市 群馬県渋川市 群馬県渋川市 滋賀県犬上郡
(株)シリコンテクノロジー	本社・信濃工場 東京営業所	長野県佐久市 東京都中央区
ジェーシーボトリング(株)	本社 渋川工場	東京都中央区 群馬県渋川市
富士商事(株)	本社 滋賀工場	大阪府大阪市 滋賀県犬上郡
並田機工(株)	本社・本社工場 東京営業所	大阪府大阪市 東京都中央区
(株)総合設計		東京都港区
東洋発條工業(株)	本社 石岡工場 柏原工場	千葉県松戸市 茨城県小美玉市 茨城県石岡市

**(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)**

企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末増減
化学品事業部門	361名	10名減
ボトリング事業部門	139名	1名増
産業用部材事業部門	343名	7名減
エンジニアリングサービス事業部門	180名	2名増
その他の	59名	1名増
合計	1,082名	13名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

**(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)**

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	507百万円
(株) 群馬銀行	426百万円
みずほ信託銀行(株)	261百万円
(株) りそな銀行	221百万円

**(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(12) 事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(13) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(14) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

2022年10月28日付で、当社が100%出資していた三協実業(株)の全株式をシンライ化成(株)に譲渡しました。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,957,803株（自己株式 92,197株を除く）
- (3) 株 主 数 36,801名

### (4) 大株主

株 主 名	所有株式数（千株）	持株比率（%）
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	1,997	8.3
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	1,807	7.5
日 油 (株)	915	3.8
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	913	3.8
明 治 安 田 生 命 保 険 (株)	700	2.9
長 瀬 産 業 (株)	700	2.9
芙 蓉 総 合 リ ー ス (株)	522	2.2
関 東 電 化 工 業 (株)	464	1.9
カーリットホールディングス従業員持株会	420	1.8
ダ イ ソ ー ケ ミ カ ル (株)	418	1.8

- (注) 1. 持株比率は自己株式92,197株を控除して計算しております。
2. みずほ信託銀行(株)退職給付信託 丸紅口の所有株式は、丸紅(株)が退職給付信託として拠出したものであります。
3. みずほ信託銀行(株)退職給付信託 みずほ銀行口の所有株式は、(株)みずほ銀行が退職給付信託として拠出したものであります。
4. 自己株式には、取締役に対する業績連動型株式報酬制度の運用のために(株)日本カストディ銀行（信託E口）が保有している303,900株を含んでおりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株式数（百株）	交付対象者数（人）
取 締 役 （ 社 外 取 締 役 を 除 く ）	79	1
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

- (注) 1. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式であります。
2. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告23ページ「4. 会社役員に関する事項（4）取締役および監査役の報酬等」に記載しております。



**(6) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**3. 会社の新株予約権等に関する事項****(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況**

該当事項はありません。

**(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

**4. 会社役員に関する事項****(1) 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）**

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	金子洋文	経営企画部、内部監査室担当
取締役	森下 貴	専務執行役員 社長補佐、広報・サステナビリティ推進部担当、日本カーリット(株)代表取締役社長
取締役	岡本英夫	執行役員、法務・コンプライアンス部担当、法務・コンプライアンス部長
取締役	坂田貞二	執行役員、ジェーシーボトリング(株)代表取締役社長
取締役	谷内俊文	執行役員、総務部、秘書室、人事部、財務部担当、秘書室長
取締役	山本和夫	
取締役	新保誠一	
取締役	村山由香里	(株)電通国際情報サービス社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	野沢勝則	日本カーリット(株)監査役、ウエルシアホールディングス(株)社外取締役
監査役	松尾典男	セントラル総合開発(株)社外監査役
監査役	青木章哲	日本カーリット(株)常任監査役
監査役	岩井常道	日本カーリット(株)監査役

- (注) 1. 取締役山本和夫氏、取締役新保誠一氏および取締役村山由香里氏の3氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役野沢勝則氏ならびに監査役松尾典男氏の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役山本和夫氏、取締役新保誠一氏、取締役村山由香里氏、常勤監査役野沢勝則氏および監査役松尾典男氏の5氏は東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役は、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社等の会社法上の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。会社の役員として行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、これによって役員が被る被害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としております。

## (4) 取締役および監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、下記の通り取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会にて決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめその内容についてガバナンス委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、ガバナンス委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

### I. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

II. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、各取締役の職務の評価も加味して決定するものとしております。各取締役の職務の評価に関しては、代表取締役が各取締役の職務の状況を評価し、ガバナンス委員会に諮問し、取締役会が答申結果を受けて審議決定します。

Ⅲ. 賞与の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

賞与は、当社の取締役の報酬と業績および株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度としております。業績連動型株式報酬等の総額について1事業年度60百万円を限度としております。取締役（社外取締役を除く）に対し、連結経常利益を業績基準とし、当社が定めた役員株式給付規程に基づき達成度合いに応じて定められたポイントを付与します。連結経常利益を指標とする理由としては、営業活動を表す営業利益に財務活動による損益が加減されたものであり、経営活動全般の利益を表すものであるため、数値指標として採用します。一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付し、給付を受ける時期は原則として取締役の退任時とします。給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により、取引市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

a. 支給対象

取締役（社外取締役を除く）

b. 業績連動給与として支給する財産

当社普通株式および金銭

c. 株式報酬の支給額等の算定方法

下記算定方式により付与ポイント进行計算し、毎年の定時株主総会終了日に受給予定者にポイント进行付与します。

付与ポイント数 = 配分原資（別表1） × （別表2に定める各受給予定者のポイント付与割合 ÷ ポイント付与合計） ÷ 信託が本株式を取得したときの株価（1ポイント未満は切り捨て）

（別表1）配分原資

業績基準	配分原資
連結経常利益15億円以上、かつ連結純利益10億円以上	連結経常利益の1.0% （取締役に対する上限60百万円）
連結経常利益15億円未満 あるいは15億円以上であっても連結純利益10億円未満	支給せず

- (注) 1. 連結経常利益、配分原資は百万円未満切り捨て。  
2. 相応の理由がある場合には、取締役会決議によりポイント进行付与しない場合がある。

## (別表2) ポイント付与割合

役位	ポイント付与割合
取締役会長	2.5
取締役社長	4.0
取締役副社長	2.5
取締役専務	2.0
取締役常務	1.5
取締役	1.0

- (注) 1. 各事業年度において付与されるポイント数合計の上限は取締役120,000ポイント  
2. ポイント割合に応じて割り振られる金額は1万円未満切捨て

上記の計算式により付与された毎年のポイントの累計数を基礎として、以下の算式により計算される株式数を給付される権利を当該受給予定者の退任時に取得します。なお、給付株式数に単元未満株の株数が生じる場合、当該株数相当の金銭を給付します。また、受給予定者が死亡した場合には、当該株数に受給予定者の死亡した日の株式市場における終値または気配値を乗じた金額に相当する金銭を当該取締役の遺族に給付します。

給付株式数 = 累計ポイント × 1.0

### Ⅳ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、ガバナンス委員会において検討を行います。取締役会はガバナンス委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

なお、Ⅰ.において記載の通り、業務執行取締役の報酬については、固定報酬としての基本報酬、賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。業務執行取締役については、固定報酬としての基本報酬に加えて、業績連動型株式報酬として、Ⅲ.において記載の通り、各事業年度の業績に応じてポイントを付与し、原則各取締役の退任時にポイントの累計数に応じた株式数を賞与として支給します。従って、業務執行取締役の報酬等の額に対する割合は、業績連動型株式報酬によって付与されるポイントに応じて変動することがあります。

### Ⅴ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の取締役の報酬額については、透明性・客観性を高めるためガバナンス委員会に諮問し、取締役会が答申結果を受けて審議決定します。業績連動型株式報酬制度については、上記Ⅲ.の記載内容に従ってポイントを計算し、取締役会にて決議します。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業務連動 報酬等	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役	148 (うち社外 21)	126 (うち社外 21)	22 (うち社外 0)	22 (うち社外 0)	10 (うち社外 4)
監査役	37 (うち社外 23)	37 (うち社外 23)	-	-	4 (うち社外 2)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2019年6月27日開催の第6回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）と決議いただいております（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役3名）であります。また、上記とは別枠で、2015年6月26日開催の第2回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する1事業年度60百万円を限度とする業績連動型株式報酬制度の導入が決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名であります。なお、2021年6月29日開催の第8回定時株主総会において、上記限度額に加えて、取締役に対して付与される業績連動型株式報酬制度の1事業年度当たりのポイント数の上限を120,000ポイントと決議いたしました。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名であります。業績連動型株式報酬制度の詳細につきましては、①役員報酬等の内容の決定に関する方針等、Ⅲ.賞与の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針に記載の通りであります。
2. 監査役の報酬限度額は2014年6月27日開催の第1回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。
3. 上記には2022年6月29日開催の第9回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
4. 業績連動報酬および非金銭報酬等は、当事業年度における業績連動型株式報酬制度に係る費用計上額を記載しております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はございません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係  
社外取締役村山由香里氏は、(株)電通国際情報サービス社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と同社の間には、特別な利害関係はありません。
- 社外監査役野沢勝則氏は、ウエルシアホールディングス(株)社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には、特別な利害関係はありません。
- 社外監査役松尾典男氏は、セントラル総合開発(株)社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には、特別な利害関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動の状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
山本和夫	社外取締役	当期において開催された取締役会全22回のうち、書面決議5回を除く17回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員長として、当期において開催されたガバナンス委員会10回すべてに出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
新保誠一	社外取締役	当期において開催された取締役会全22回のうち、書面決議5回を除く17回すべてに出席し、数社において社外役員を歴任した経験に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員として、当期において開催されたガバナンス委員会10回すべてに出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
村山由香里	社外取締役	当社社外取締役就任後に開催された取締役会全17回のうち、書面決議4回を除く13回中12回に出席し、弁護士としての専門的な知識・経験等に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員として、当社社外取締役就任後に開催されたガバナンス委員会8回全てに出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
野沢勝則	社外監査役	当期において開催された取締役会全22回のうち、書面決議5回を除く17回すべて、監査役会22回すべてに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から発言を行っております。
松尾典男	社外監査役	当期において開催された取締役会全22回のうち、書面決議5回を除く17回すべて、監査役会22回すべてに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から発言を行っております。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当事業年度に係る会計監査人の報酬

28百万円

#### ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、報酬の算定根拠、監査計画の内容などが適切であるかをどうかについて必要な検証をした結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。
3. 会計監査人の報酬の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が、4百万円あります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、当該会計監査人がその職務を継続することの適格性につき疑義が生じたと判断される場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要あるときは株主総会の付議議案とすることを含め、適切な手続きを取る方針です。

### (5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>I 流動資産</b>		<b>I 流動負債</b>	
現金及び預金	3,966	支払手形及び買掛金	5,584
受取手形、	9,957	短期借入金	157
売掛金及び契約資産		1年内返済予定の長期借入金	847
商品及び製品	3,056	未払法人税等	594
仕掛品	514	賞与引当金	676
原材料及び貯蔵品	2,309	その他	2,168
その他	2,236	流動負債合計	10,029
貸倒引当金	△13	<b>II 固定負債</b>	
流動資産合計	22,027	長期借入金	941
<b>II 固定資産</b>		リース債務	933
1 有形固定資産		繰延税金負債	3,431
建物及び構築物	8,260	環境対策引当金	5
機械装置及び運搬具	3,049	役員株式給付引当金	75
土地	5,868	退職給付に係る負債	1,218
リース資産	1,071	その他	1,414
建設仮勘定	400	固定負債合計	8,021
その他	247	<b>負債合計</b>	<b>18,051</b>
有形固定資産合計	18,898	<b>純 資 産 の 部</b>	
2 無形固定資産		<b>I 株主資本</b>	
その他	85	資本金	2,099
無形固定資産合計	85	資本剰余金	1,190
3 投資その他の資産		利益剰余金	25,371
投資有価証券	9,066	自己株式	△241
繰延税金資産	539	株主資本合計	28,420
退職給付に係る資産	5	<b>II その他の包括利益累計額</b>	
その他	692	その他有価証券評価差額金	4,758
貸倒引当金	△84	繰延ヘッジ損益	8
投資その他の資産合計	10,218	為替換算調整勘定	137
固定資産合計	29,202	退職給付に係る調整累計額	△145
		その他の包括利益累計額合計	4,758
<b>資産合計</b>	<b>51,230</b>	<b>純資産合計</b>	<b>33,179</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>51,230</b>

## 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>I 売上高</b>		<b>36,008</b>
<b>II 売上原価</b>		<b>27,321</b>
売上総利益		8,686
<b>III 販売費及び一般管理費</b>		
販売費及び一般管理費	6,046	6,046
<b>営業利益</b>		<b>2,640</b>
<b>IV 営業外収益</b>		
受取配当金	235	
持分法による投資利益	12	
為替差益	20	
その他	103	372
<b>V 営業外費用</b>		
支払利息	59	
操業休止関連費用	14	
その他	28	102
<b>経常利益</b>		<b>2,910</b>
<b>VI 特別利益</b>		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	424	431
<b>VII 特別損失</b>		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	16	
関係会社株式売却損	82	99
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>3,243</b>
法人税、住民税及び事業税	906	
法人税等調整額	89	996
<b>当期純利益</b>		<b>2,246</b>
<b>VIII 親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>2,246</b>

招集  
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>I 流動資産</b>		<b>I 流動負債</b>	
現金及び預金	2,964	1年内返済予定の長期借入金	847
関係会社短期貸付金	4,862	預り金	1,004
その他	152	賞与引当金	68
流動資産合計	7,978	その他	51
		流動負債合計	1,971
<b>II 固定資産</b>		<b>II 固定負債</b>	
1 有形固定資産		長期借入金	941
建物及び構築物	1,263	長期預り金	1,164
工具器具備品	6	繰延税金負債	2,068
土地	265	退職給付引当金	38
有形固定資産合計	1,534	役員株式給付引当金	75
2 無形固定資産		固定負債合計	4,288
ソフトウェア	21	<b>負債合計</b>	<b>6,259</b>
ソフトウェア仮勘定	2	<b>純 資 産 の 部</b>	
無形固定資産合計	24	<b>I 株主資本</b>	
3 投資その他の資産		1 資本金	2,099
投資有価証券	6,187	2 資本剰余金	
関係会社株式	14,977	(1) 資本準備金	1,196
関係会社長期貸付金	4,730	(2) その他資本剰余金	13,715
その他	151	資本剰余金合計	14,911
投資その他の資産合計	26,046	3 利益剰余金	
固定資産合計	27,605	(1) その他利益剰余金	
<b>資産合計</b>	<b>35,584</b>	繰越利益剰余金	9,391
		その他利益剰余金合計	9,391
		利益剰余金合計	9,391
		4 自己株式	△241
		株主資本合計	26,160
		<b>II 評価・換算差額等</b>	
		その他有価証券評価差額金	3,163
		評価・換算差額等合計	3,163
		<b>純資産合計</b>	<b>29,324</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>35,584</b>

## 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 営業収益		2,092
II 営業費用		1,319
営業利益		773
III 営業外収益		
受取利息	56	
受取配当金	210	
その他	4	271
IV 営業外費用		
支払利息	24	
支払手数料	13	
その他	2	39
経常利益		1,005
V 特別利益		
投資有価証券売却益	1,957	
関係会社株式売却益	15	1,973
VI 特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		2,978
法人税、住民税及び事業税	68	
法人税等調整額	538	607
当期純利益		2,370

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

カーリットホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒一郎  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石 田 健 一  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カーリットホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カーリットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

カーリットホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒一郎  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石 田 健 一  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カーリットホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、Web会議等も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。尚、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

カーリットホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 野 沢 勝 則 ㊞

監 査 役 青 木 章 哲 ㊞

監 査 役 松 尾 典 男 ㊞

監 査 役 岩 井 常 道 ㊞

(注) 常勤監査役野沢勝則及び監査役松尾典男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会 会場ご案内図

会場

〈本社〉住友商事京橋ビル7階  
東京都中央区京橋一丁目17番10号  
カーリットホールディングス株式会社  
本社会議室  
電話：03-6893-7070

## NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です!

右図を  
読み取りください。



〈本社〉住友商事  
京橋ビル7階



交通の  
ご案内

- JR「東京駅」八重洲中央口より徒歩約10分
- 東京メトロ銀座線「京橋駅」4番出口より徒歩約6分
- 都営浅草線「宝町駅」A2、A8出口より徒歩約2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

 **カーリットホールディングス株式会社**

〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目17番10号  
TEL：03-6893-7070 FAX：03-6893-7050

<https://www.carlithd.co.jp>

カーリットHD

検索



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。